

事務事業名	障がい者補装具給付事業				担当	健康福祉部 社会福祉課 障がい福祉係			
政策名	C	思いやりと安心に満ちたみんな元気なまちづくり				増補版施策名			
施策名	3	障がい者の自立と社会参加の支援				■ 実施計画上の主要事業			
関連個別計画	真岡市障害者計画・真岡市障害福祉計画・真岡市障害児福祉計画					事業期間	☐ 単年度のみ		
法令根拠	障害者総合支援法、真岡市障害児補装具費利用者負担金助成事業実施要綱						☒ 単年度繰返（開始年度 昭和24 年度～）		
予算科目	1. 一般会計		3. 民生費		1. 社会福祉費		1. 社会福祉総務費		☐ 期間限定複数年度（ 年度～ 年度）
事業概要	身体障がい児・者の部分的欠損または身体の機能の損傷を、直接的に補うための用具（補装具）を交付・修理を行い、身体障がい児・者の社会生活や日常生活の能率の向上を目的とする。 補装具価格は法令に定める基準額を上限とする。 介護保険法により、支給又は貸与を受けられるものは、給付の対象から除く（オーダーメイドによるものは障害者総合支援法にて給付）。 補装具の種類 視覚障害…盲人安全つえ、義眼 聴覚障害…補聴器・肢体不自由…義肢、装具、車いす、座位保持装置、歩行器、歩行補助つえ（Ｔ字つえを除く） その他法令に定める補装具交付・修理を受けた者は、１割を負担する。 所得制限がある。 国庫補助金 国1/2・県1/4								

1. 現状把握の部 (1) 事務事業の目的と指標

①手段（主な活動） 31年度実績 対象者から申請（新規・児童の場合医師の意見書添付）→補装具費委託業者に見積依頼→県の判定機関（とちぎリハビリテーションセンター）へ判定依頼し、その判定に基づき交付・修理の決定を行なう→業者へ委託通知→納品後の請求により支払 2年度計画 前年度と同様	⑤活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移						
	名称	単位	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(実績)	31 年度(実績)	2 年度(見込)
	ア 補装具費の申請者数	人	155	114	121	115	117
	イ						
	ウ						
	エ						
②対象（誰、何を対象にしているのか）*人や自然資源等 補装具費を支給することにより、改善が期待される身体障害者手帳を所持している人	⑥対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移						
	名称	単位	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(実績)	31 年度(実績)	2 年度(見込)
	ア 身体障害者手帳を所持している人数	人	2,647	2,701	2,613	2,594	2,645
	イ						
	ウ						
	エ						
③意図（この事業によって、対象をどう変えるのか） 失われた身体機能や損傷のある身体機能を補う。	⑦成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移						
	名称	単位	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(実績)	31 年度(実績)	2 年度(見込)
	ア 補装具の交付者数	人	155	114	121	115	117
	イ						
	ウ						
	エ						
④結果（どんな結果(上位施策)に結びつけるのか） 精神的、身体的、経済的に自立してもらう。 積極的に社会参加してもらう。	⑧上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移						
	名称	単位	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(実績)	31 年度(実績)	2 年度(見込)
	ア 支給を受けて生活の質が改善された障がい児・者の割合	%	100	100	100	100	100
	イ						
	ウ						
	エ						

(2) 総事業費の推移			単位	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(実績)	31 年度(実績)	2 年度(見込)	
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	7,624	6,651	5,963	5,986	6,106
		県支出金	千円	3,812	3,325	2,981	2,993	3,053	
		地方債	千円	0	0	0	0	0	
		その他	千円	0	0	0	0	0	
		一般財源	千円	3,812	3,326	2,983	2,993	3,053	
		事業費計 (A)	千円	15,248	13,302	11,927	11,972	12,212	
	人件費	正規職員従事人数	人	1	1	1	1	1	
		延べ業務時間	時間	700	650	650	650	650	
		人件費計 (B)	千円	2,907	2,698	2,710	2,628	2,628	
		トータルコスト(A)+(B)	千円	18,155	16,000	14,637	14,600	14,840	

(3) 事務事業の環境変化・市民意見等	
①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか。	身体障害者福祉法の制定により、昭和24年から開始された。
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？	対象者が増加している。 ニーズの多様化や高性能化により、基準に定める補装具の種類が増加している。 介護保険の福祉用具と共通する補装具の交付については、介護保険貸与が優先されるが、オーダーメイドによるものは障害者自立支援法にて給付している。 平成18年4月から、身体障害者福祉法から障害者自立支援法へ移行し、利用者は原則1割自己負担となり、ストマ用装具、歩行補助つえ（Ｔ字つえ）、人工喉頭が日常生活用具へ、意思伝達装置が補装具へ移行した。 平成21年10月から、市の要綱により障がい児の保護者の自己負担が無料となった。 平成22年4月から、障害者自立支援法一部改正により、低所得（市町村民税非課税）者の自己負担が無料となった。 平成25年4月から、「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」となった。 平成30年4月から一部の補装具費で貸与制度が開始した。
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？	